

子育てと仕事の両立で

負担が大きくなる育休復帰前後の期間をサポート

育休復帰支援について

シン・子育てファミリー・サポートセンター



■対象

- ①令和7年4月1日以降に、育休期間が終了し、職場復帰する会員
- ②令和7年8月1日以降に、就労を開始することにより、共働き世帯となる会員
- ③令和7年8月1日以降に、就労を開始するひとり親世帯の会員

■対象期間

育休復帰日（就労開始日）の「復帰2か月前の月初から復帰1年後の月末（最大14か月）」

（例）育休復帰日（就労開始日） 令和7年10月15日

→対象期間は 令和7年8月1日～令和8年9月30日

■支援内容

対象期間中の利用料金を無償化→提供会員の報酬額は市が負担

回数上限：1回あたり2時間×最大24回

■制度運用開始日

令和7年8月1日

■利用料金と報酬額の考え方

依頼会員は利用料金から無償化分（上限2時間）を引いて支払う

提供会員は割引分の報酬額を市から受け取る

<通常の活動>

平日昼間の2時間の支援 報酬2000円

1000円

1000円



依頼会員が支払い 市 補助金

<育休復帰支援>

平日昼間2時間の支援 報酬2000円

2000円



市 補助金

■ご注意いただきたい点

1. 提供会員は割引額を間違えることがないように注意してください。
計算方法に迷ったら、シン・子育てファミリー・サポートセンターにお尋ねください。
2. 依頼会員は、認定期間を把握し、利用回数の管理をお願いします。支援を依頼する際、提供会員に、「何回目利用か」を正確に伝えてください。

■回数カウントのルール

1. 2時間を超えた場合は、複数回利用し引き

(例) 活動時間5時間の場合は無償化3回分を利用

2. きょうだい児と一緒に支援する場合も1回と数える

(例) きょうだい2人の2時間の預かりの場合は無償化2回分を利用

3. 24回に達するまでは、連続して利用する

(例) 5時間のうち4時間分だけ利用、きょうだい1人分だけ利用などは不可

4. 日・祝、時間外の割引は1時間500円まで。差額は依頼会員が支払う

(例) 日曜日に活動時間1時間の場合は無償化1回分利用。活動料金600円のうち、500円の割引となり、差額の100円を提供会員に支払う

■専用の活動報告書

「様式6-育 活動報告書 育休復帰支援用」を使用

		排泄 食事 おやつ 睡眠 遊びの時間や感想を書いてください				
活 動 料 金	名前	7:00~19:00	500 円 ×	H =	円	
		時間外・病児・日祝日	600 円 ×	H =	円	
	名前	7:00~19:00	250 円 ×	H =	円	
		時間外・病児・日祝日	300 円 ×	H =	円	
	名前	7:00~19:00	250 円 ×	H =	円	
		時間外・病児・日祝日	300 円 ×	H =	円	
	育休復帰支援	育休復帰支援期間内(14カ月) 24回まで利用可能 子ども1人につき1回2Hまで利用可能 2人目のお子さんも1回と数える		活動料金計	①	円
				②	合計割引額	
		無料チケット()回分利用 1人目	上限1,000円 ()円			
		無料チケット()回分利用 2人目以降	上限 500円 ()円		-()円	
割引後の活動料金計 ()円				Km =	①-② 円	

ここに記入された回数を24回までカウントし、市が割引相当額を報酬として提供会員に支払います

依頼会員は通常の活動料金から割引額を引いた金額を支払います

■手続き（申請書類）

「育休復帰(就労開始)予定届出書」（様式 育1）

「育休復帰(就労開始)証明書」（様式 育2） 2枚をセンターに提出

※保育所入所の決定が職場復帰予定日と近くなることが想定される場合や、「育休復帰証明書」の取得に時間を要する場合などは、先に「育休復帰予定届出書」を提出し、認定を受けた上で、後日「育休復帰証明書」を提出いただくことも可能です。但し、その場合は、復帰予定日から3か月経過後の月末までに育休復帰証明書をご提出ください。

※自営業・フリーランス等の会員は、上記のほか

就労開始が確認できる書類（①開業届、②営業許可証、③確定申告書、④委託契約書の写しなど）を添付してセンターに提出

■提出方法

センターへ郵送、持参もしくは市オンライン「シン・子育てファミリー・サポート事業」の「育休復帰支援」フォームから送信

■認定

センターで必要書類を確認し、依頼会員へ電話で認定日を連絡。その後「育休復帰認定通知書」（様式 育3）を送付。提供会員には「支援対象連絡票」（様式 育4）を送付。

Q&A

Q1. 育休復帰支援のサービスを受ける時の手続きについて教えてください。

A1. 「育休復帰(就労開始)予定届出書」と「育休復帰(就労開始)証明書」をシン・子育てファミリー・サポートセンターにご提出ください。
保育所入所の決定が職場復帰予定日と近くなることが想定される場合や、「育休復帰証明書」の取得に時間を要する場合などは、先に「育休復帰予定届出書」を提出し、認定を受けた上で、後日、「育休復帰証明書」をご提出いただくことも可能です。
但し、その場合、復帰予定日から3か月経過後の月末までに育休復帰証明書をご提出ください。

Q2. 保育所入所が決定したので、就労を開始します。
共働き世帯になるのですが、支援の対象になりませんか。

A2. 令和7年8月1日以降に、①就労を開始し、共働き世帯となる場合、②就労を開始するひとり親世帯の会員は、職場復帰する会員と同様に支援の対象となります。

Q3. 令和7年5月に職場復帰済です。支援の対象になりますか。

A3. 令和7年4月1日以降に職場復帰されている会員は対象となります。支援回数は、最大24回ですが、対象期間は、復帰1年後の月末までとなりますので、ご注意ください。

**Q4. 職場復帰日が予定より遅くなりました。
対象期間の延長はできますか。**

A4. 対象期間の延長はできません。
ただし、延長期間の決定に当たっては、依頼会員からの届出により、柔軟に対応させていただいています。

Q5. 育休復帰証明書や育休復帰予定届出書の提出方法を教えてください

A5. 必要書類は、シン・子育てファミリー・サポートセンターにご提出いただきます。提出方法は、郵送または持参、もしくは市オンラインで提出してください。市オンライン提出の場合は、書類全体が鮮明に写った画像を送信してください。

Q6. 利用申請は、いつ手続きすればよいですか

A6. 育休から復帰される方については、復帰予定日の3か月前の月初からお手続きが可能です。

就労開始に伴い、支援の対象となり得る方についても同様に、就労開始予定の3ヶ月前の月初からお手続きが可能です。ただし、その時点で、内定通知書や採用通知書を受領している、開業届が受理されている、営業許可証を取得している、委託契約を締結しているなど、間違いなく、就労を開始すると判断できることが必要です。（「〇月〇日頃から、仕事を始めたい」という段階で、お手続きいただくことができません。）

Q7. 書類提出後のながれを教えてください。

A7. シン・子育てファミリー・サポートセンターで必要書類を確認し、依頼会員には、「認定通知書」を発行します。

提供会員には「支援対象連絡票」にて認定状況をお知らせいたします。

Q8. 育休復帰予定日の1週間前に手続きを行いました。復帰予定日の2ヶ月前にさかのぼって利用料金が無料になりますか。

A8. 育休復帰予定日の2ヶ月前に支援を受けた場合であっても、育休復帰支援にかかるお手続きが、認定日以前の支援は、対象外です。
支援対象期間は、認定通知書に記載していますので、ご確認をお願いします。

Q9. 利用できる回数や時間について教えてください。
同じ日に複数回利用できますか。1か月の利用回数に制限はありますか。

A9. 1回当たり2時間までで、最大24回の利用が可能です。例えば、1日に連続5時間利用した場合、3回分の利用となり、午前中に1時間、午後に1時間利用した場合、2回分の利用となります。1ヶ月当たりの制限はありませんが、対象期間が残っていても、24回分を利用した時点で育休復帰としての支援は終了となります。

Q10. 連続5時間の支援を受けた場合、そのうち4時間だけを無料とすることはできますか。

A10. 利用が24回に達するまでは、無料の取り扱いを優先しますので、任意に無料と有料の組み合わせを選択することはできません。（4時間分だけを無料とし、1時間分だけ料金を支払うことはできません。）

Q11. きょうだい児と一緒に2時間預かってもらった場合は、どうなりますか。

A11. 1人1回2時間とカウントしますので、2回分の利用となります。

Q12. 19時以降や日・祝、病児の支援時は、1時間当たり+100円ですか。

A12. 1時間当たり100円を提供会員にお支払いいただくこととなります。

Q13. 職場復帰後、再び育休を取得しました。
その後に再び職場復帰する場合、支援を受けることができますか。

A13. 認定済の対象期間終了後であれば、支援の対象となります。
ただし、短期間の育休を取得し、1年に満たない間に職場復帰するなど、先に認定されている期間の終了前に再職場復帰する場合は、対象となりません。

Q14. 自営業やフリーランスの場合も支援の対象になりますか

A14. 自営業主、自営業専従者、家族従業者、内職、業務委託の方も支援の対象となります。申請時は、就労開始証明書を提出いただきます。
また、自営業主の方については、開業届や営業許可証の写し、確定申告等の控え等の書類提出をお願いしています。

Q15. 「就労開始日」の考え方を教えてください。 また、就労開始について、証明書が必要ですか。

A15. 被用者であれば、入社日となります。証明書として、採用通知書や勤務条件通知書、辞令書など、入社日が分かる書類の写し等の提出をお願いすることがあります。

Q16. 育休復帰支援を利用した回数を知る方法がありますか。

A16. 認定通知書に、管理表欄を設けていますので、依頼会員が把握し、支援を受ける際に、提供会員に何回目利用かを伝えるようにしてください。
これまで、何回利用したか分からなくなった場合などは、シン・子育てファミリー・サポートセンターにご確認ください。